平成２１年（フ）第８６号
鹿児島県指宿市東方10062番地５　サンハイツタカミ８
債務者　西村　洋一
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第４７０号
沖縄県浦添市字沢岻1031番地２
債務者　千葉　廣高
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５１１号
沖縄県浦添市当山２丁目15番21－305号　ニュービレッジ比嘉
債務者　狩俣　成功
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２６０号
北海道小樽市緑３丁目19番506号　ポートヒル小樽、前住所北海道小樽市最上２丁目４番３号　ヨコヤマアパート２Ｆ
債務者　鈴木　朋子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２７８号
北海道小樽市花園１丁目６番５号　ハイツ恵真２階、前住所北海道小樽市花園３丁目１番163号　プレジデントハイム208号
債務者　濱谷瑠美子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１号
北海道余市郡余市町沢町１丁目21番地、前住所北海道余市郡余市町大川町１丁目37番地
債務者　大森　　正
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２号
北海道小樽市清水町30番27号　南ハイツ102号
債務者　和田ゆみ子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１号
北海道苫小牧市山手町１丁目12番１号　オレンジコーポＥ―205
債務者　豊島　　潤
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１８７９号
仙台市泉区館５丁目３番地の８
債務者　佐藤　宗男
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
宮城県岩沼市大手町６番35号
債務者　五十嵐智子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
宮城県角田市佐倉字諏訪脇北107、住民票上の住所仙台市泉区上谷刈３丁目７番17号－Ｂ101
債務者　鈴木　達雄
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１６８号
宮城県白石市南町２丁目２番23―10号
債務者　高橋　宗男
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第７号
宮城県白石市城南１丁目９番５－11号
債務者　石川　秀和
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第８号
宮城県白石市城南１丁目９番５－11号
債務者　石川　友美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１５１号
秋田県大館市釈迦内字相染台19番地６
債務者　佐藤　優花（旧姓橋場）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１５２号
秋田県大館市釈迦内字街道上42番地35
債務者　西島　葉子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３号
秋田県北秋田市綴子字高野尻88番地12、前住所愛知県豊田市貝津町向畑12番地　ポワール貝津105号
債務者　戸田　憲司
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
秋田地方裁判所大館支部